

## 「循環型社会」実現のために

日本では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」という法律が制定されました。これは、資源の枯渇や環境汚染をもたらす「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の形成を目指す法律です。

「循環型社会」とは①生産、②流通、③消費、④廃棄の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物（ごみ）の発生抑制と資源物の再利用に取り組むことで、物を作る時に新たに使う原料（資源）をできるだけ減らし、環境への負荷を極力少なくした持続可能な社会のことをいいます。

循環型社会を実現するため、私たちにできることは、下記の「4R運動」を実践することです。前のページで紹介した生ごみの減量化などと併せて、できることから取り組んでみましょう。

# 未来のために 私たちができること

## ◆4R運動

次の4つの言葉の頭文字「R」をとったもので、環境保護の視点から推奨されている運動

### R<sup>リフューズ</sup> Refuse

ごみになるものを家庭内に持ち込まない

- 買い物時はマイバッグを持参する
- ごみになるような物はできるだけ買わない（家庭内に持ち込まない）
- 過剰包装は断り、簡素な包装を心がける
- 本当に必要な物かどうか考える

### R<sup>リデュース</sup> Reduce

ごみを減らす（買う量、使う量を減らす）

- 洗剤やシャンプーなどは詰め替え容器を利用する
- 修理などしながら少しでも長く使う
- 丈夫で長持ちするものを選ぶ
- 使い捨て型商品は極力買わない

### R<sup>リユース</sup> Reuse

繰り返し使う

- 紙パックや缶ではなく繰り返し使えるリターナブル容器（牛乳びん・ビールびんなど）のものを買う
- 不用品はリサイクルショップなどへ持ち込んだり、友人に使ってもらったりする

### R<sup>リサイクル</sup> Recycle

再生資源に戻す きちんと分別

- 紙パックや食品トレイなどはスーパーの店頭回収に出す
- 新聞、雑誌、空きビン、空き缶などの資源物集団回収に協力する
- ルールに従ってきちんと分別してからごみを出す

## 一人一人の 小さくても…… 一歩は

現代の大量消費、大量廃棄型の社会をいつまでも続けていけば、物を作るための資源はそう遠くない未来に枯渇してしまうと言われています。

未来を見据えて、限りある資源を大切に使いながら、子孫に受け継いでいくことは、私たちに与えられた使命です。

ごみを減らすことは、物が溢れた豊かなこの時代においては、大変なことかもしれません。しかし、未来のことを考えれば、避けて通ることのできない、取り組むべき、とても大切な問題です。いくら頑張っても一人の力では限界があります。全ての人が、かけがえない地球資源の大切さを認識し、それを行動に移さなければ、大きな力にすることはできません。

今からでも遅くはありません。今日からごみを減らすためにさらなる一歩を踏み出しましょう。

●問い合わせ

役場環境保全課 環境保全係

☎(2993)3113